

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【36】

2. 日時：令和3年12月10日 13時30分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

岩崎安全審査官、照井安全審査官

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他12名※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力リスク管理グループ 担当※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 課長代理※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁の照井です。それでは島根 2 号設工認の基本的方針に関するヒアリングを始めたいと思います。早速ですけど、資料の説明をお願いいたします。
0:00:20	中国電力の松永です。
0:00:22	はじめに本日の提出資料について確認させていただきます。
0:00:27	資料 4 種類ご用意しておりまして、提出日はすべて 12 月 7 日でございます。
0:00:33	一つ目に NS2 基、011。
0:00:38	基本設計方針の比較表。
0:00:41	二つ目に、NS2.1。
0:00:45	30
0:00:47	火災防護に関する説明書。
0:00:50	三つ目に、NS2.1030、括弧費。
0:00:57	説明書の比較表。
0:01:00	四つ目に、NS2 を 014。
0:01:04	補足説明資料の 4 種類でございます。
0:01:08	なお、時間の都合上、本日は、一つ目、NS仁木 011。
0:01:15	のみご説明させていただき、その他の資料については、次回ヒアリング時にご説明させていただきます。
0:01:22	資料はお手元におそろいでしょうか。
0:01:26	規制庁照井です。はいそろってます。
0:01:30	ありがとうございます。
0:01:32	中国電力の松永です。それでは、資料番号 NS仁木 011 を用いて、先行プラントとの相違箇所を中心にご説明させていただきます。
0:01:47	なお、第 11 条と第 52 条の様式六、七については、
0:01:53	設置許可基準規則から基本設計に変更はないことから、
0:01:57	様式 67 の内容のご説明は割愛させていただきます。
0:02:02	ただし、通しページの 144 ページをお願いします。
0:02:13	こちら、52 条の様式 7 になりますが、
0:02:17	工事計画認可申請書、基本設計方針、括弧後に記載の通り、青字が多岐にわたり散見されております。
0:02:26	このうちは、基本設計に変更が生じたためではなく、
0:02:30	設置許可申請書本文及び添付書類 8 に記載の通り、設計基準対象施設の火災防護を適用することと記載されているため、青字にしているものであり、
0:02:44	工事県工事計画、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:47	認可申請書、基本設計方針(ア)との記載が、第一次第 11 条の基本設計方針と同様の記載としていることから、基本設計方針に変更はございません。
0:03:00	それでは基本設計方針比較表についてご説明させていただきます。
0:03:05	御説明にあたり、同様の記載箇所が多岐にわたりありますが、ちょっと割愛させていただきますながらご説明させていただきます。
0:03:22	通しページ、
0:03:24	291 ページをお願いします。
0:03:30	島根 2 号機の記載で、中ほどになります、123mm以上と記載があります。島根 2 号機では、建築基準法。
0:03:40	を参考に国内の既往の文献から 3 時間耐火に必要な最小の壁厚を記載しております。こちらが最再箇所になります。
0:03:52	192 ページをお願いします。
0:03:56	東海第 2、中ほどに記載のあります実線箇所ですが、
0:04:01	島根 2 号機は、他号機との共用の消火設備はないことから、記載はしてございません。
0:04:09	193 ページをお願いします。
0:04:14	島根 2 号機、中ほどに記載があります水素酸素注入設備についてですが、
0:04:21	島根 2 号機には水素酸素注入設備というものを設置しております、こちらからも、水素ガスが発生する可能性がありますので、水素ガス対策を実施してございます。
0:04:34	中ほど少し下にありますが、同じ、同様の。
0:04:38	差異理由になります。
0:04:41	島根 2 号機。
0:04:43	檀。
0:04:44	の実践箇所になります、
0:04:48	発電機水素ガス供給設備、水素酸素注入設備及び格納容器雰囲気モニター校正用水素ガスボンベ、
0:04:57	を実践箇所としております。
0:04:59	こちら、島根 2 号機では、水素濃度検知器を設置する方針としており、先行プラントとは相違箇所となっております。
0:05:09	194 ページをお願いします。
0:05:14	東海第 2、柏崎 7 号機の上段、実線になります、
0:05:19	先ほどご説明させていただいた通り、島根 2 号機では、水素濃度検知器を設置する方針としておりますので、
0:05:27	先行プラントとは相違箇所になっております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:34	ページ飛びまして 197 ページをお願いします。
0:05:40	東海第 2、柏崎 7 号機の中段から下段まで。
0:05:46	の実験箇所になりますが、
0:05:51	島根 2 号機では、難燃ケーブル、
0:05:53	をすべて使用することとしておりますので、
0:06:00	先行プラントとは相違箇所となっております。
0:06:03	こちらの記載が、
0:06:05	206 ページまで。
0:06:07	続いております。
0:06:09	失礼しました。一部抜けがありましたので、197 ページ、島根 2 号機の上段の記載をお願いします。
0:06:18	除染性防じん性、または耐食性の記載がありますが、島根 2 号機では、コーティング剤として、難燃性塗料を使用することを記載しております。
0:06:36	207 ページをお願いします。
0:06:41	島根 2 号機。
0:06:43	上段の自然現象による発生防止、
0:06:46	の記載ですが、洪水、地すべり、土石流の箇所に実線を引いております。
0:06:53	島根 2 号機と抽出する自然現象が異なりますので、実線を引いております。
0:07:03	同じページ、東海第 2、
0:07:05	下段の実験箇所になりますが、島根 2 号機では、常設代替交流電源設備を建物内に設置しておりますので、線を引いております。
0:07:18	208 ページをお願いします。
0:07:23	島根 2 号機中断の記載になりますが、1.2. 1 火災感知設備の第 1 パラグラフの下の方の記載になります。
0:07:32	または、尾野が発する赤外線またはセキが違い線と記載がありますが、島根 2 号機は、基本的な組み合わせとして、
0:07:41	非アナログ式の炎感知器も使用することを明記しております。
0:07:47	柏崎中段の、
0:07:50	実線箇所ですが、島根 2 号機では、光ファイバー、
0:07:55	ケーブル式の熱感知器を使用しない設計としております。
0:08:01	島根 2 号機の下段、
0:08:04	実線箇所ですが、火災感知器を消防法等の、
0:08:08	参考に、火災感知器を設置することを明記しております。
0:08:15	209 ページをお願いします。
0:08:20	島根 2 号機、上段の実線箇所ですが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:25	発火元となるようなものがない火災区域または火災区画に対して、
0:08:30	可燃物管理を実施することによって、感知器を設置しない方針とする箇所がありますので、そちらを明示しております。
0:08:39	299、同じページ下段の、
0:08:43	実践課長お願いします。
0:08:45	－8.7 度とありますが、
0:08:48	環境条件が異なりますので、実線を引いております。
0:08:56	210 ページをお願いします。
0:09:00	柏崎上段の実践箇所。
0:09:03	になります、島根 2 号機では、
0:09:06	局所が消火設備にケーブルトレイに対してのみ、局長が消火設備を使用しております、
0:09:11	二酸化炭素消火設備は使用していない設計としております。
0:09:18	同ページ。
0:09:22	値段の数字の部分。
0:09:24	7900 と 2002 万 5000 円。
0:09:28	この記載がありますが、格納容器の空間体積の、
0:09:32	サイズが異なりますので、実線としております。
0:09:36	同ページ一番下の実線箇所ですが、
0:09:40	中央制御室、
0:09:42	の床下の構造が先行プラントとは異なりますので、こちらの実線としております。
0:09:50	211 ページをお願いします。
0:09:55	211 ページ中段にポツ、消火用水供給系の多重性または多様性の記載箇所の実線があります。
0:10:06	こちら島根 2 号機では、消火用水供給系を、消火系を 5 系統に分けて、消火系を設置しております。
0:10:15	その関係でこちら実践を聞いております。
0:10:19	次の、その下の実践箇所。
0:10:22	ですが、島根 2 号機では、ディーゼル駆動の消火ポンプを設置してございません。
0:10:29	電動駆動消火ポンプを 2 台設置することで、多重性を有する設計としております。
0:10:38	211 ページ、下段、柏崎と藤人の下段の実践箇所になります、こちら先ほど説明したものと同様ですので、割愛させていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:52	212 ページをお願いします。
0:10:56	島根 2 号機、一番上の記載。
0:10:59	ポツ、動的機器である選択弁を多重化するの記載ですが、
0:11:04	こちら系統分離に応じた独立性の、
0:11:07	項目になります。
0:11:09	系統分離に応じて必要な消火設備については、島根 2 号機は、動的機器である選択弁に対しても、10 化する方針としております。
0:11:20	柏崎、東海第 2、中段の実線箇所ですが、こちら先ほど説明したのになりますので、割愛させていただきます。
0:11:30	島根 2 号機、中段の(3)消火設備のれん電源確保についてですが、
0:11:38	島根 2 号機はディーゼル駆動消火ポンプを設置しておりませんので、
0:11:42	蓄電池は設けず、非常用電源により電源を確保する設計としております。
0:11:50	212 ページ、東海第 2、柏崎の下段の実線箇所。
0:11:54	になります、こちら先ほどご説明させていただいた通りなので、
0:11:59	説明は割愛させていただきます。
0:12:03	213 ページをお願いします。
0:12:08	島根 2 号機、上段ポツ、火災による二次的影響の考慮。
0:12:13	ですが、つまり 2 号機では、火災区画を設置しておりません。火災区画を設定しておりません。
0:12:21	その関係で、消火ガス放出エリアとは別のエリアというふうに、エリアと記載させていただいております。
0:12:30	中段、東海第 2、柏崎の柏崎 7 号機の中段の記載ですが、こちら、あと下段の記載にもなりますが、先ほど説明した内容ですので、割愛させていただきます。
0:12:47	214 ページをお願いします。
0:12:49	214 ページの最下所についても、先ほど説明した内容と同様ですので、割愛させていただきます。
0:12:58	215 ページをお願いします。
0:13:03	東海第 2 柏崎の、Bポツ。
0:13:07	六ヶ所の記載になります、こちら先ほど説明した同様の内容ですので割愛させていただきます。
0:13:14	島根 2 号機、cポツ、地盤変位対策。
0:13:18	の消火、
0:13:20	人事における地盤変位対策としては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:23	屋外消火配管は、タンクと配管の継手部にフレキシブル継ぎ手を採用することで、地盤変位対策を実施することとしております。
0:13:34	島根 2 号機、2 ポツ、移動式消火設備ですが、
0:13:38	市移動式消火設備の種類が異なりますので、実践箇所としております。
0:13:46	下段、bポツ超過用の。
0:13:49	照明器具。
0:13:50	ですが、
0:13:52	移動、移動距離と、消火活動の時間を考慮して、島根 2 号機では 8 時間以上の蓄電池を内蔵する。
0:14:00	照明器具を設置する設計としております。
0:14:05	216 ページをお願いします。
0:14:10	東海第 2、中段の実線箇所になりますが、島根 2 号機では、同様の設備はございませんので、記載していません。
0:14:20	217 ページをお願いします。
0:14:26	島根 2 号機、上段の実線箇所、(1)の火災防護対象機器等の系統分離対策。
0:14:34	中央制御室補助盤室と記載をしておりますが、中、補助盤室について、
0:14:40	島根 2 号機では、中央制御室と、
0:14:43	補助盤室に分散して制御盤を配置しています。
0:14:47	補助盤室に対しても、中央制御室同等の影響軽減対策を実施することから、こちらに記載しております。
0:14:56	また、柏崎の、どう、どう箇所の記載で実線がありますが、島根 2 号機では、ディーゼル発電機、燃料初動タンク及び、
0:15:06	燃料移送ポンプは審査基準に則った対策を実施することとしております。
0:15:14	同ページの東海第 2、中段の実線箇所になりますが、島根 2 号機では、
0:15:21	6 メーター以上の離隔。
0:15:23	二体による影響軽減対策を実施する方針とはしていません。
0:15:32	218 ページをお願いします。
0:15:37	島根 2 号機、中段の実線箇所になりますが、
0:15:42	ケーブルの仕様が相違しておりますので、実践箇所としております。
0:15:47	ただし、難燃ケーブルを使用することについては、相違はありません。
0:15:53	同ページの下段、(3)補助盤室の火災の影響軽減のための対策。
0:15:59	次のページに跨いで、実線箇所となっております。こちら、
0:16:04	中央制御室と、
0:16:06	坂野分離と、高感度感知器を盤内に設置するというのは、中央制御室と影響軽減対策は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:14	変わりはありませんが、消火設備について、全域ガス消火設備による消火によって、早期の消火活動を実施する方針としております。
0:16:26	219 ページをお願いします。
0:16:31	東海第 2、柏崎の中段の実線箇所になりますが、
0:16:37	中央制御室の床下構造が異なっておりまして、島根 2 号機では、中央床下にケーブル処理室という部屋を設置してございます。その辺に対しては、
0:16:48	審査基準にのっとった影響軽減対策を実施しておりますので、
0:16:52	記載はございません。
0:16:58	220 ページをお願いします。
0:17:00	220 ページも、先ほどの説明の続きですので、割愛させていただきます。
0:17:07	221 ページをお願いします。
0:17:12	島根 2 号機、中段の括弧Bの記載の箇所に実線があります。
0:17:19	こちら可能な限り隠して配置することで、罰する方針としており、
0:17:25	電線管やケーブルは、金属製の電線管等を使用して、営業軽減対策を実施することとしております。
0:17:35	その下、括弧しの記載、1 メーター以上の離隔的分離ですが、設置許可の記載の通り、具体的な、
0:17:45	離隔距離を記載する方針としております。
0:17:49	括弧で、
0:17:51	中性子。
0:17:53	中性子減領域計装ですが、島根 2 号機では、中性子減領域計装にて、原子炉の未臨界。
0:18:01	未臨界監視機能を達成する設計としております。
0:18:08	222 ページをお願いします。
0:18:13	東海第 2 上段の実線箇所ですが、
0:18:16	PCV内の消火活動、
0:18:20	の消火時間であったり、対策方針が異なりますので、実践箇所としております。
0:18:28	柏崎、中段の実線箇所になりますが、先ほどご説明した内容と同様ですので、割愛させていただきます。
0:18:39	223 ページをお願いします。
0:18:44	東海第 2、柏崎 7 号機の上段の記載ですが、
0:18:48	こちらも同様の差異理由になりますので割愛させていただきます。
0:18:54	島根 2 号機、
0:18:56	第 2 パラグラフ目のなお書きの記載ですが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:00	島根 2 号機のディーゼル燃料貯蔵タンク。
0:19:04	は、屋外の火災区域に設置してございます。
0:19:07	そのため、煙が大気に放出されることから、委員設備等は設置してございませ ん。
0:19:15	中段、(8)、ケーブル処理室に対する火災の影響軽減のための対策。
0:19:21	ですが、ケーブル鳥居。
0:19:24	に対して、ITリプルE384 に基づいて分離する設計としてございます。
0:19:34	225 ページをお願いします。
0:19:40	島根 2 号機中段、2 ポツ。
0:19:43	設備の共用の記載ですが、島根 2 号機の消火系に、1 号機と、
0:19:50	共用せ、相互接続する箇所がございます。
0:19:53	そのため、こちらを記載しておりますが、
0:19:56	途中に逆止弁等を設けることによって、影響がないことを、影響がないようにし ておりますので、
0:20:03	こちら実線で記載しております。
0:20:07	説明は以上になります。
0:20:13	規制庁の照井です。ありがとうございました。それでは、内容の確認に入りたい と思いますけど、何かありますか。
0:20:24	あ、規制庁イワサキです。ちょっと確認をしたいんですけど。
0:20:29	7 ページ目の、
0:20:32	一番下のパラの建物内のチーから始まって、
0:20:42	影響軽減対策が必要な、
0:20:44	原子炉を高温停止及び低温停止を達成していたんですけど、このこの、
0:20:52	この系統及び機器ってこれは火災防護上重要な機器等ではない。
0:21:15	中国電力の松永です。ご認識の通り、系統及び、
0:21:20	機器については、火災防護所、火災防護上重要な機器等と同様になります。 以上です。
0:21:40	きちっとイワサキtheごめんなさいとここで言うところの原子炉濃厚停止及び移 転を接種達成し、ここに青いする機器及び系統開けと引きってというのはここじ ゃ
0:21:52	火災上課題防護上重要な機器等になるってことは、全国、これは何かあえて 言い変えてないのは何ですか。
0:22:24	中部電力宮木節、遅れまして失礼しました。こちらの記載については、設置許 可は記載の時から、このようにしております、5 のこの箇所についても同様の 記載としたものでございます。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:26	中国電力の松永です。先ほどの音声は届いていますでしょうか。
0:23:31	はい、ちょ、少々お待ちください。
0:24:15	規制庁岩崎です。
0:24:18	葛西委員も5条重要な機器等っていうのは多分、
0:24:23	この5ページのところで青字になっていたんで公認で改めてなんていうか、大きい。
0:24:31	置き換えたものだと思うんですけど、であれば何か別に、
0:24:36	ここは早期書いてもいいんじゃない。
0:24:44	中国電力の松永です。ご指摘の通り、こちらの記載で少し検討させていただいて、修正をするようにいたします。
0:24:58	規制庁イワサキ側からおなじものであればちょっと掃除合わせるような感じでお願います。
0:25:08	中国電力の松永で最初しました。
0:25:15	規制庁イワサキです。12ページのですね
0:25:22	パラグラフとした後から3行目のところなんですけど、
0:25:31	壁等の設置または隔離による配置上の抗力の施工設計とされているんですけど。
0:25:42	これは
0:25:46	許可の方では、及びだったんですけど、及びとまたはだとちょっと意味が違ってくと思うんですけど、これはまたはにした理由はない。
0:26:39	中国電力の松永です。少々お待ちください。
0:27:07	中国電力の松永です。壁の設置をした場合ですね。離隔というものが、特にしていなくてですね、壁を設置すれば離隔は取られていますので、こちらの記載については、
0:27:20	また検討して、修正をしていただきたいと思います。以上です。
0:27:42	規制庁岩崎です今のご説明だと、何か。
0:27:47	または何か修正はいらぬような感じだったんですけど何か。
0:27:58	園、
0:28:06	許可段階でお呼びになっていたんですけど壁。
0:28:13	壁の設置。
0:28:15	壁を設置すれば、
0:28:18	離隔がとられる。
0:28:21	から、または西田っていうことですか。
0:28:36	城野浦宮木です。
0:28:38	どうぞ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:40	設置許可記載の時にはですね案セキとの設置によって離隔も取れると。
0:28:45	いうことで及びの記載でございました。今の5人の記載のタワーであると離隔だけで確保するような設計に見えますのでそれよりして
0:28:58	対応している箇所はございませんので、その前提で記載の見直しを検討したいということになります。以上です。
0:29:10	規制庁イワサキさわかりましたそのように修正をお願いします。
0:29:22	やっぱり、
0:29:26	21ページですね、
0:29:32	潤滑油または燃料油を貯蔵する設備や調合老層序
0:29:40	貯蔵量、一定時間の運転に必要な量ってあるんですけど1個の一定時間って、これ。
0:29:48	8時間ってことですか。
0:30:01	中国電力の松永です。燃料のデイトンクについては、8時間で問題ございませんが、貯蔵タンク、
0:30:09	については、1週間、
0:30:11	の時間を、
0:30:14	時間を満足できる挙動量を貯蔵しております。
0:30:21	規制庁岩崎リーダーそうすることがわかりました8時間と7日間は、何か合わせて一定の時間ということにしたってことです。わかりましたありがとうございます。
0:31:11	規制庁イワサキざっと32ページですね
0:31:17	2パラメーで火災防護上重要な機器等に使用する方無罪を原則、
0:31:24	建築基準法のあって、この原則っていうのは下の、この、
0:31:30	ただしがあるから原則をつけてるんだと思うんですけど。
0:31:38	同じような文章の構成で、35ページ。
0:31:42	の方は火災防護上重要な機器等を設置する代表剤は、建築基準法で、本谷の方にあって下にただしあるここなんか原則入ってないんですけどこの違って来たがある。
0:32:08	中国電力の松永です。少々お待ちください。
0:32:48	中国電力の松永です。ご指摘の通り、
0:32:52	原則を入れる方向で、記載を統一させたいと考えております。以上です。
0:33:00	規制庁岩崎です。わかり特にこだわりないんで、とりあえず記載を統一していただければよろしいかなと思います。はい。
0:33:09	最後に、
0:33:15	比較表の223ページちょっとここだけ比較表であるんですけど

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:21	実線部分で屋外で地下埋設構造であるため煙が、
0:33:27	かいぎん放置されることからとあるんですけどこれって何かあれですけど、
0:33:33	上が何かグレーチングかなんかになってるから。
0:33:38	比嘉幸三氏、地下埋設構造でも、煙が外に、
0:33:43	レールでした。
0:33:53	中国電力の松永です。
0:33:56	地下埋設構造と記載しているディーゼル貯蔵タンクですけども、タンクは地下埋設で、周りに乾燥砂であったり、コンクリートで埋められております。
0:34:07	天井部分は、多少隙間のあるマンホール。
0:34:11	で占められてございます。
0:34:13	また、その屋外の埋設構造が、火災防護対象機器等がある、本館建物とはまた別の屋外の設置区域に設置しておりますので、
0:34:24	屋外に放出されるというふうな記載にしております。以上です。
0:34:43	規制庁岩崎です。そあんまりこだわりがないんですけど屋外で地下埋設構造であるため煙が大気に放出されることからってやると、何かちょっと違和感があるというか、地下埋設構造。
0:34:58	であるため煙が大気放出をされるっていうのはちょっと違和感があって何かもうちょっと何かわかりやすくない。
0:35:08	中国電力の松永です。記載の検討をさせていただきます。以上です。
0:35:13	はい。よろしくお願いします私からは以上。
0:35:25	規制庁の照井です。最後のやりとりのところなんですけど、この事業経費燃料貯蔵タンクってここで言ってるのは、
0:35:36	A系とB系統H系。
0:35:41	すべてってことでいいですか。
0:35:45	中国電力の松永です。ご認識の通りです。以上です。
0:35:53	AとHは、タンク室、
0:35:59	デービーは格納槽、
0:36:02	少し構造は違ったと思いますけど、先ほどご説明があった通り、タンク部分っていうのは、B側とNHKで、
0:36:13	同じような構造になってるっていうことでいいですか。
0:36:19	中国電力の松永です。ご認識の通りです。以上です。
0:36:25	何となく公表は理解をしました。このように先ほど検討されるって言ってましたけど岩崎が言った通りですね。
0:36:34	屋外で地下埋設であるっていうことと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:37	だから煙が排出されるんですっていうのは、何か、完全にこの地下に埋設をされていると。
0:36:46	音に出るとはとても思えないわけで、そういう意味で先ほどご説明があったその何か、
0:36:52	換気工があるとか、マンホール、
0:36:58	があるとか、そういった具合とれんツーしてる部分があるということまで、
0:37:04	セットで言われたら、いやわかりにくいかなと思いますので、
0:37:08	許可からこの書き方だというのは十分理解をしていますけど、もう少しちょっと書き加える工夫をしていただければと思います。
0:37:19	中国電力の松永です。拝承しました。
0:37:23	以上です。よろしくお願ひします。それからあとはちょっと単に確認なんですけど抽象画数の内包設備何のうち、
0:37:35	水素酸素注入設備っていうのは、これあれですかね
0:37:41	一事例架空外注2の水質管理
0:37:47	水素入れてる系統。
0:37:50	ですか。
0:37:52	中国電力の松永です。ご認識の通りでございます。以上です。なるほど、わかりました。
0:38:00	それから一、
0:38:08	補助というのは、許可の時の確認。
0:38:12	おさらいっちゃうかあれなんですけど、補助盤室つうの。
0:38:17	火災対策なんですけど。
0:38:24	218 ページ、7-1-1 です。
0:38:28	前期末消火設備による消火っていうのは、
0:38:34	これは、
0:38:36	首藤。
0:38:38	による中操角田の遠隔操作、
0:38:42	全員でしたっけ。
0:38:46	中国電力の松永です。中央制御室からの手動操作も可能ではありますが、自動の電気ガス消火設備を設置してございます。以上です。
0:38:56	学校、児童課、
0:39:01	こういうことです。
0:39:12	ああ、
0:39:16	そうするとあれでしたっけあの補助盤室つうの。
0:39:19	が保安水準になっているのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:24	離隔離隔のところだけってことですかね。離隔が、
0:39:31	1メーターの6メーターがなくて、
0:39:34	田井加茂。
0:39:37	1時間とか3時間はできないので、離隔はとれてないけど、その分、高感度をつけることと全児童、
0:39:47	児童の全域が消火設備で、対処してます。
0:39:52	と運営で感染症になってるっていうことで、
0:39:55	いいんでしたっけ。
0:39:58	中国電力の松永です。ご認識の通りです。以上です。
0:40:03	消えちゃったりですわかりました。
0:40:13	はい。
0:40:13	私、確認したいことはそれぐらいですので、
0:40:23	はい中国電力から何か追加でありますか。
0:40:32	中国電力の松永です。特に確認事項等はございません。以上です。
0:40:38	はい。わかります。
0:40:40	藤。
0:40:44	本日の指摘事項の確認に行き、参りたいと思いますけれども。
0:40:53	よろしいですか。
0:40:58	中国電力の松永です。少々お待ちください。
0:41:19	中国電力の松永です。ただいま画面の共有をさせていただきましたが、画面の方はそちらに映っていますでしょうか。
0:41:26	規制庁でいいです。よく見えております。
0:41:33	それでは、説明のほどさせていただきます。
0:41:36	ナンバー1ページ、7ページですが、火災防護上重要な機器等と、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、
0:41:47	…の記載について、用語の検討を刀剣用語の統一を検討し説明すること。
0:41:54	ナンバー2。
0:41:56	ページ12ページですが、
0:41:58	壁等の設置、または離隔の記載について説明すること。
0:42:04	No. 3ページ32、35ですが、原則の記載について説明すること。
0:42:11	No. 4ページ、223ページですが、地下埋設構造と、煙が大気に放出されることの関係について説明すること。
0:42:22	以上になります。
0:42:26	規制庁照井です。
0:42:28	何かありますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:30	いいですか。
0:42:31	1 個目なんですけど、許可の時と、多分設工認基本方針で、順番出てくる順番が変わってるんですよね、許可の時って。
0:42:44	区域の設定が先に来てそのあと、
0:42:52	丸委員。
0:42:53	久慈の設定が来てから火災防護対象機器の抽出っていう順番で書いてあるので、他のとこういう順番に、
0:43:02	こういう書き方になってるので、一方で本人の基本設計方針になると、対象機器の抽出を先に書いた上でその機器を、その 3 時間耐火火災区域で組みますっていう。
0:43:14	順番が入れ替わっているのですよね、
0:43:18	そういうちょっとその許可と設工認の基本的方針でのその構造の違いっていうのがあるんです。
0:43:25	そこを踏まえて適切に修正をしていただければと思います。
0:43:32	中国電力の松永です。拝承いたしました。以上です。
0:43:36	はいこちらからは特に他にコメントはありませんか中国電力から何か確認しておきたいことがあります。
0:43:47	中国電力の松永です。確認事項等特にありません。以上です。
0:43:52	金城鳥居です。わかりました。それでは本日のヒアリングこれで終了したいと思います。ありがとうございました。ありがとうございました。
0:44:02	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。